

承認第2号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和元年5月17日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

木津川市長 河井 規子

記

木津川市都市計画税条例の一部改正について

木津川市条例第14号

木津川市都市計画税条例の一部を改正する条例

木津川市都市計画税条例（平成19年木津川市条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第21項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の木津川市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例によ

る。

3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別処置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行日の前日までの間における新条例附則第21項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは「、第48項若しくは第49項」とする。

参考資料（承認第2号）

木津川市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(新)	(旧)
本則 (略)	本則 (略)
附 則	附 則
1～4 (略)	1～4 (略)
(法附則第15条第19項の条例で定める割合)	(法附則第15条第18項の条例で定める割合)
5 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3 (都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。 (法附則第15条第40項の条例で定める割合)	5 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3 (都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合)
6 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4 とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合)	6 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4 とする。 (法附則第15条第43項の条例で定める割合)
7 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1 とする。 (法附則第15条第45項の条例で定	7 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1 とする。 (法附則第15条第44項の条例で定

める割合)

8 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9～20 (略)

21 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

22 (略)

める割合)

8 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9～20 (略)

21 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

22 (略)